

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による標準報酬月額を通知する書類、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の数を証するために必要な書類をいう。</p> <p>一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）</p> <p>（第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限り、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による標準報酬月額を通知する書類、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による標準報酬月額の決定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の数を証するために必要な書類をいう。</p> <p>一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）</p> <p>（第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限る。）</p>

の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当する厚生年金保険法第九条又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者を除く。）

二（略）

7
14（略）

15| この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉋害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいう。

16| この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者及び特別贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日よりも前であつ

二（略）

7
14（略）

（新設）

（新設）

た中小企業者をいう。

17 この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

18 この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

19 この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

第二条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第二条（略）

第三条

1～3 (略)

4 法第七条第一項の確認の申請は、特例中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局を経由して行うことができる。

第四条・第五条 (略)

(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)

第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等を取得する必要があること。

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第七号又は第八号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

第三条

1～3 (略)

4 法第七条第一項の確認の申請は、特例中小企業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局を経由して行うことができる。

第四条・第五条 (略)

(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)

第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）又は事業用資産等を取得する必要があること。

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第七号又は第八号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

三〇六 (略)

七 イ〜リ (略)

又 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に於ける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

八 イ〜チ (略)

リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

九 (略)

二〇六 (略)

(認定の申請)

第七条 法第十二条第一項の認定(前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(前条第一項各号(七号及び第八号を除く。))又は第六項各号に掲げる事由のうち

三〇六 (略)

七 イ〜リ (略)

又 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回らないこと。

八 イ〜チ (略)

リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回らないこと。

九 (略)

二〇六 (略)

(認定の申請)

第七条 法第十二条第一項の認定(前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(前条第一項各号(第七号及び第八号を除く。))又は第六項各号に掲げる事由のうち

当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。
（を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出するものとする。

一〇十一（略）

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。以下この項において同じ。）

前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

ち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。
（を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇十一（略）

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。以下この項において同じ。）

前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇十一 (略)

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項の相続税申告期限をいう。）前に当該中小企業者の経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇十一 (略)

4 都道府県知事は、前三項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の特別贈与認定中小企業者をいう。）及び特別相続認定中小企業者（第九条第三項の特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

一〇十一 (略)

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項の相続税申告期限をいう。）前に当該中小企業者の経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇十一 (略)

4 経済産業大臣は、前三項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

（新設）

第八条 (略)

(認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〜四 (略)

2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別贈与認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 贈与雇用判定期間(当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内)に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合(経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。)における当該贈与税申告期限の翌日から当該相

第八条 (略)

(認定の取消し)

第九条 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〜四 (略)

2 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別贈与認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 贈与雇用判定期間(当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内)に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合(経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を経済産業大臣に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。)における当該贈与税申告期限の翌日から当該相

続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。

()の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る数となったこと。

四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと(第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。)

五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと(第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。)

続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。

()の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回る数となったこと。

四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと(第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。)

五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと(第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。)

六・七 (略)

八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡した（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれか

六・七 (略)

八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡した（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれか

に該当するに至つた場合に限る。)において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与(以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。)をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。)

九〇二十三 (略)

3 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別相続認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〇二 (略)

三 相続雇用判定期間(当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。)の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日(第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。)(一)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)(を下回る数となつたこと。

に該当するに至つた場合に限る。)において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与(以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。)をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く。)

九〇二十三 (略)

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。)を受けた中小企業者(以下「特別相続認定中小企業者」という。)が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一〇二 (略)

三 相続雇用判定期間(当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。)の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日(第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。)(一)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)(二)が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)(を下回る数となつたこと。

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六・七 (略)

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けよ

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）。

六・七 (略)

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けよ

うとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事^レの確認を受けたときを除く。）。

九〇二十一（略）

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）であって、その旨を証する書類を都道府県知事^レに提出したときは、当該経営承継受

うとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣^レの確認を受けたときを除く。）。

九〇二十一（略）

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）であって、その旨を証する書類を経済産業大臣^レに提出したときは、当該経営承継受

贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四（略）

5 認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

6 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

7 経済産業大臣は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があるとき、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となった場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四（略）

5 認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

6 経済産業大臣は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

（新設）

(合併があつた場合の認定の承継)

第十条 (略)

2 (略)

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が前条第四項各号のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合(その代表権を制限されている者である場合を含む。)であつても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。

4 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者(次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈

(合併があつた場合の認定の承継)

第十条 (略)

2 (略)

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が前条第四項各号のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合(その代表権を制限されている者である場合を含む。)であつても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。

4 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者(次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈

与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合

与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合

併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。

）の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業

併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。）

の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の

者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 (略)

2 (略)

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該経営承継受贈者若しくは当該経営承継相続人が株式交換完全親会社等又は当該特別贈与認定中小企業者若しくは当該特別相続認定中小企業者の代表者でない場合(その代表権を制限されている者である場合を含む。)であつても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業

端数があるときは、その端数を切り上げた数)を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 (略)

2 (略)

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。)を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときは、当該経営承継受贈者若しくは当該経営承継相続人が株式交換完全親会社等又は当該特別贈与認定中小企業者若しくは当該特別相続認定中小企業者の代表者でない場合(その代表権を制限されている者である場合を含む。)であつても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。

4 株式交換完全親会社等が第一項の規定により特別贈与認定中小企業

者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第九条第二項 第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該認定に係る贈与の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る贈与の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計

者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第九条第二項 第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該認定に係る贈与の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る贈与の時に係る株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計

第九條第三項	(略)	5 株式交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常時使用する従業員								
当該特別相続認定中小企業者及び株								

第九條第三項	(略)	5 株式交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常時使用する従業員								
当該特別相続認定中小企業者及び株								

第三号		員の数の合計	式交換完全子会社等の常時使用する 従業員の数の合計
第六条第三項の規定による 読替後の第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該認定に係る相続の開始の時に おける常時使用する 従業員の数	当該認定に係る相続の開始の時に おける株式交換完全子会社等の常時使 用する従業員の数に当該特別相続認 定中小企業者の株式交換効力発生日 等の直前における常時使用する従業 員の数に当該株式交換効力発生日等 から相続雇用判定期間の末日までの 期間内に存する相続報告基準日の数 を乗じてこれを相続雇用判定期間内 に存する相続報告基準日の数で除し て計算した数を加えた数
当該特別相続認定 中小企業者の経営 承継相続人の被相 続人からの贈与の 時における常時使	当該特別相続認定 中小企業者の経営 承継相続人からの贈与の 時における株式交換完全子会社等の 常時使用する従業員の数に当該特別 相続認定中小企業者の株式交換効力		

第三号		員の数の合計	式交換完全子会社等の常時使用する 従業員の数の合計
第六条第三項の規定による 読替後の第九条第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該認定に係る相続の開始の時に おける常時使用する 従業員の数	当該認定に係る相続の開始の時に おける株式交換完全子会社等の常時使 用する従業員の数に当該特別相続認 定中小企業者の株式交換効力発生日 等の直前における常時使用する従業 員の数に当該株式交換効力発生日等 から相続雇用判定期間の末日までの 期間内に存する相続報告基準日の数 を乗じてこれを相続雇用判定期間内 に存する相続報告基準日の数で除し て計算した数（その数に一未満の端 数があるときは、その端数を切り上 げた数）を加えた数
当該特別相続認定 中小企業者の経営 承継相続人の被相 続人からの贈与の 時における常時使	当該特別相続認定 中小企業者の経営 承継相続人からの贈与の 時における株式交換完全子会社等の 常時使用する従業員の数に当該特別 相続認定中小企業者の株式交換効力		

(報告)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用する従業員の数
						発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数

(報告)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用する従業員の数
						発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を加えた数

第十二条 特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならぬ。

一〇八（略）

2 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇八（略）

3 特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならぬ。

一〇八（略）

4 前項の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇八（略）

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営

第十二条 特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならぬ。

一〇八（略）

2 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八（略）

3 特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならぬ。

一〇八（略）

4 前項の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八（略）

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営

承継受贈者が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「随時贈与報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

表 (略)

6 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類(前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇八 (略)

7 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「随時相続報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

表 (略)

8 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び

承継受贈者が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「随時贈与報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

表 (略)

6 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類(前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。)を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八 (略)

7 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「随時相続報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

表 (略)

8 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び

次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇八（略）

9 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならぬ。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇九（略）

10 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならぬ。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一一〇（略）

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に

次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八（略）

9 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、経済産業大臣に対し、合併効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならぬ。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇九（略）

10 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、経済産業大臣に対し、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならぬ。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一一〇（略）

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に

係る受贈をしている場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 (略)

二 臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数

三〇八 (略)

12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

係る受贈をしている場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 (略)

二 臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

三〇八 (略)

12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八 (略)

13 第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

14 都道府県知事は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号までに該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号(第二十二号を除く。)に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者(第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等)に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

15 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは

一〇八 (略)

13 第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならない。

14 経済産業大臣は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九条第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号の報告を受けた場合には第九条第二項第二号から第二十二号まで又は第九条第三項第二号から第二十号までに該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十条第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号(第二十二号を除く。)に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者(第九項の報告を受けた場合にあつては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等)に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

(新設)

、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(経営承継贈与者の相続が開始した場合の都道府県知事の確認)

第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当すること（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）について、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 削除

二 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

(経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認)

第十三条 特別贈与認定中小企業者等（特別贈与認定中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が中小企業者であること。

二 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

三〇六 (略)

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと。

八・九 (略)

二 前項の確認を受けようとする特別贈与認定中小企業者等は、当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号ロに掲げるものを除く。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇五 (略)

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

七 次に掲げる誓約書

イ (略)

ロ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書

八 (略)

三 都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨

三〇六 (略)

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

八・九 (略)

二 前項の確認を受けようとする特別贈与認定中小企業者等は、当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇五 (略)

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 次に掲げる誓約書

イ (略)

ロ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 (略)

三 経済産業大臣は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨

の決定をしたときは様式第十九により申請者である特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けた特別贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された特別贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認）

第十三条の二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特例中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する

の決定をしたときは様式第十九により申請者である特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の確認を受けた特別贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

5 経済産業大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

（新設）

（新設）

当該災害等特例中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。

二 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであつて、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

三 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者及び特別相続認定中小企業者であつた者を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１）当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの（以下イ及び

次項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。

(2) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

四 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であった者及び特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ、

ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五

項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

(2) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特例中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

五 当該災害等特例中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当す

ること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。

（１）中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

（２）当該災害等特例中小企業者が、同法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の（１）に掲げる金額に対する（２）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（１）中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（２）中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特例中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。

（１）中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

（２）当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の（１）に掲げる金額に対する（２）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（１）中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（２）中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2 | 前項の確認を受けようとする災害等特例中小企業者は、特定贈与認

定中小企業者、特定相続認定中小企業者（法第十二条第一項の認定）
第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の
日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）及び
贈与同年相続中小企業者（相続認定前中小企業者であつて、経営承継
贈与者からの贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続
が開始し、かつ、当該贈与に係る経営承継受贈者が当該経営承継贈与
者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十
九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該
株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合におけ
る当該経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第
二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項
において同じ。）にあつては災害等が発生した日から同日以後八月を
経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者（当該認定に係る相
続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日ま
での間である中小企業者に限る。）、贈与認定前中小企業者及び相続
認定前中小企業者（贈与同年相続中小企業者を除く。）にあつては第
七条第二項又は第三項に規定する提出期限までに、第二十から様式二
十の六までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲
げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類（当該確認に係る事由の
うち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要
なものに限る。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げ

る書類

イ 当該災害等特例中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における当該災害等特例中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認（同項第一号に係るものに限る。）の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書（被災事業所の常時使用する従業員の数が当該従業員数証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類）

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特例中小企業者の本来

- の業務に従事することができなかつたことを証する書類
- ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類
- 三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
- イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類
- ロ 当該災害等特例中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ（一）に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ（一）の事由に該当する場合に限る。）
- ハ 当該災害等特例中小企業者の前項第三号イ（二）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（二）の事由に該当する場合に限る。）
- ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第

- 三 号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類
- 四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合は、イに掲げる書類を除く。）
- イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
- ロ 当該災害等特例中小企業者の前項第四号イ（1）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）
- ハ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）
- ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類
- ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上金額を証する書類
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

- 五 前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
- イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
- ロ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書
- ハ 当該災害等特例中小企業者の定款
- ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ（二）に規定する期間における売上高等を証する書類
- ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類
- 六 前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
- イ 当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する

書類

- ロ 当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書
 - ハ 当該災害等特例中小企業者の定款
 - ニ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類
 - ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認(同項第六号に係るものに限る)の参考となる書類
- 3 都道府県知事は、前項の確認の申請を受けた場合において、第一項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特例中小企業者にその旨を通知しなければならない。
- 6 経済産業大臣は、災害等特例中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特例

中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(都道府県知事の認定の特例等)

第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認(同項第一号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実該当することとなった場合(同項第十二号及び第十三号については、特別贈与認定中小企業者に限る。)であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実該当しないものとみなす。

二 前条第一項の確認(同項第二号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実該当することとなった場合(特別贈与認定中小企業者に限る。)又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日において、贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員

(新設)

の数の合計を当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実当該することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実当該しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実当該することとなった場合

であつても、各売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する当該特定

贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員
の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を贈
与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了
する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合
（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時
贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係
る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定
期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する
従業員の数の割合。）が次に定める割合以上であるときに限り、当
該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈
与雇用判定期間の末日において、当該事実^イに該当しないものとみな
す。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分
の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）
を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第
九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実^イに該当することと
なった場合（特別贈与認定中小企業者に限る。）であつても、売上
割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は
臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一
項第三号の確認を受けた場合にあっては同号ロに規定する割合、同

項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあつては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実^{（一）}に該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

2| 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）

を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が贈与雇用判定期間終了後である場合は贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割

合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。

一 売上事業年度における損益計算書

二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書

三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第三項の確認書の写し」とする。

5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該

災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、第二項中「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十一条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6| 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは

「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

7| 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

8| 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十条第一項の確認（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。）」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

9| 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十条第一項の確認（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。」

とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）。」とする。

10] 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に限る。）が前条第一項の確認（第一号、第二号、第五号及び第六号に限る。）に該当する場合に限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト（3））及びりに掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

11] 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（リ）に掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

12] 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の贈与報告基準日（最初の贈与報告基準日が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあつては、当該贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし

、当該特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

（合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額）

第十三条の四 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前ににおける常時使用する従業員の数に
----------	---	--

<p>業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額</p>	<p>に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、それぞれ加えた金額</p>	<p>当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>当該売上事業年度における売上金額（吸収合併の場合にあつては当該売上事業年度が吸収合併がその効力を</p>
--	--	-------------------------	---

	<p>生ずる日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者を含む。）の当該売上事業年度における売上金額、新設合併の場合にあつては当該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び新設合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額）</p>
<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の</p>	<p>贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判</p>

定期間の末日までの期間内に存する
 各雇用基準日の数を乗じてこれを当
 該特定贈与認定中小企業者に係る各
 雇用基準日の数で除して計算した数
 を、新設合併の場合にあつては新設
 合併消滅会社の新設合併設立会社の
 成立の日の直前における常時使用す
 る従業員の数に当該新設合併設立会
 社の成立の日から贈与雇用判定期間
 の末日又は臨時贈与雇用判定期間の
 末日までの期間内に存する各雇用基
 準日の数を乗じてこれを当該特定贈
 与認定中小企業者に係る各雇用基準
 日の数で除して計算した数を、それ
 ぞれ加えた数に対する当該特定贈与
 認定中小企業者の

2| 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式
 交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場
 合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により特
 別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにお
 ける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるもの
 とする。

前条第一項第二号	<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>
前条第一項第一号	<p>当該特定贈与認定</p>	<p>株式交換完全子会社等の災害等直前</p>

<p>中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上金額を加えた金額</p>	<p>事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上金額を加えた金額</p>
<p>当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員</p>

	<p>第七号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の時に於ける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>	<p>員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前に於ける常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>
<p>3</p>	<p>前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企</p>	

業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

第十四条 (略)

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十五条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

(指導及び助言に係る都道府県知事の確認)

第十六条 中小企業者は、前条第一号から第五号までに掲げる要件(前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同条第一号から第六号までに掲げる要件)のいずれにも該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十一による申

第十四条 (略)

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十五条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が経済産業大臣の指導及び助言を特に必要としていること。

(指導及び助言に係る経済産業大臣の確認)

第十六条 中小企業者は、前条第一号から第五号までに掲げる要件(前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同条第一号から第六号までに掲げる要件)のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十による申請

請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一〇八 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(変更の確認)

第十七条 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあつては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

2 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、第十五条第一項第五号の具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の申請について準用する。この場合に

書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一〇八 (略)

3 経済産業大臣は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十一による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十二により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

(新設)

(変更の確認)

第十七条 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、経済産業大臣の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあつては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

2 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、第十五条第一項第五号の具体的な計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の確認を受けることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の申請について準用する。この場合に

において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の申請を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(確認の取消し等)

第十八条 都道府県知事は、第十六条第一項の確認（前条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一～三 (略)

2 第十六条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十六により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

において、前条第二項中「様式第二十」とあるのは「様式第二十三」と読み替えるものとする。

4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の経済産業大臣の確認について準用する。

(新設)

(確認の取消し等)

第十八条 経済産業大臣は、第十六条第一項の確認（前条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一～三 (略)

2 第十六条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十四による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十五により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十九条 削除

(提出期限後の申請又は報告)

第二十条 第七条第二項、第三項、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項若しくは第十三条の三第二項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があるとき、当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたとき

(新設)

(権限の委任)

第十九条 法第十二条第一項の規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 第九条第一項から第三項まで、第十二条第十四項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経済産業大臣の権限は、申請者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(提出期限後の申請又は報告)

第二十条 第七条第二項、第三項若しくは第十三条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項若しくは第十一項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、経済産業大臣が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があるとき、当該申請書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期

は、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものと
みなす。

限内に提出されたものとみなす。